平成２２年（フ）第９３６６号
大阪府大東市諸福５丁目３番30号
債務者　松田　秀仁
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３６９号
大阪市旭区生江１丁目４番25号
債務者　逵　　祥浩
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３７０号
大阪府吹田市江坂町１－６－８―201、住民票上の住所大阪府吹田市江の木町12番５―507号
債務者　北村　恭子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３７１号
大阪市港区港晴２丁目13番３号　ヴィラ港晴308号
債務者　前田あゆみ（旧姓権平）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３７２号
大阪市都島区東野田町１丁目16番５―302号
債務者　西本　美穂
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３７８号
大阪市住之江区浜口西１丁目４番16号
債務者　二木千津子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３８１号
大阪市平野区平野本町２丁目６番26号ハイツブローグレス103号
債務者　井上めぐみ
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３８５号
大阪市旭区赤川１丁目９番５号、住民票上の住所大阪市旭区赤川２丁目10番10号
債務者　橋川　一美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３８６号
大阪市福島区玉川４丁目４番16号　丸文玉川コーポ205号
債務者　岸本　丈夫
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３８９号
大阪市城東区新喜多１丁目４番30号　グランデール京橋403
債務者　嘉本　純子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３９３号
大阪府枚方市牧野下島町６番５―15号
債務者　吉元　兼子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３９７号
大阪市淀川区加島１丁目57番２―106号
債務者　吾妻三千代
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２６３号
愛知県東海市富木島町新道才19番地の５
債務者　佐々木ちづる
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８０号
愛知県愛西市勝幡町五俵入2231番地
債務者　佐藤　和美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２２号
愛知県尾張旭市東三郷町244番地　サンライズ東三郷103号
債務者　大井　慎悟
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３７９号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目18番地　市営荒輪井荘５棟207号
債務者　香苑こと　鍵本　一男
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３８０号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目18番地　市営荒輪井荘５棟207号
債務者　鍵本　麗子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部